

(一財) 全日本交通安全協会 推薦

平成25年道路交通法改正!!

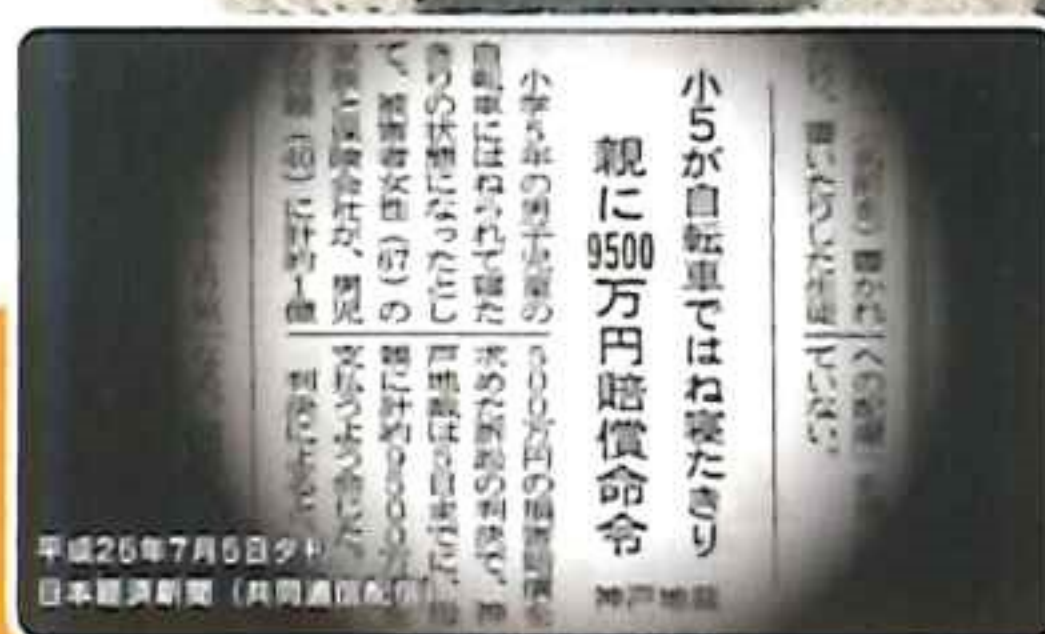
今すぐチェック! 自転車の 交通ルール



「知らなかった」では
済まされない!!



違反すると → 3ヶ月以内の懲役
または5万円以下の罰金



16分/DVD 60,000円(本体価格)+税



今すぐチェック! 自転車の交通ルール

平成25年、道路交通法が改正され、自転車利用者対策としては、①左側の路側帯を通行、②ブレーキの検査などの規定の整備、③悪質自転車運転者に対する講習、が新たに定められました。

この作品は新しくなった自転車の交通ルールに加え、約9,500万円にもなった自転車事故の損害賠償事例を紹介し、事故の怖さと交通ルールの大切さを訴えます。万が一事故が起きた時、「ルールを知らなかった」では済まされません。正しい交通ルールを身につけ、守らなければならないのです。



改正道路交通法のポイント

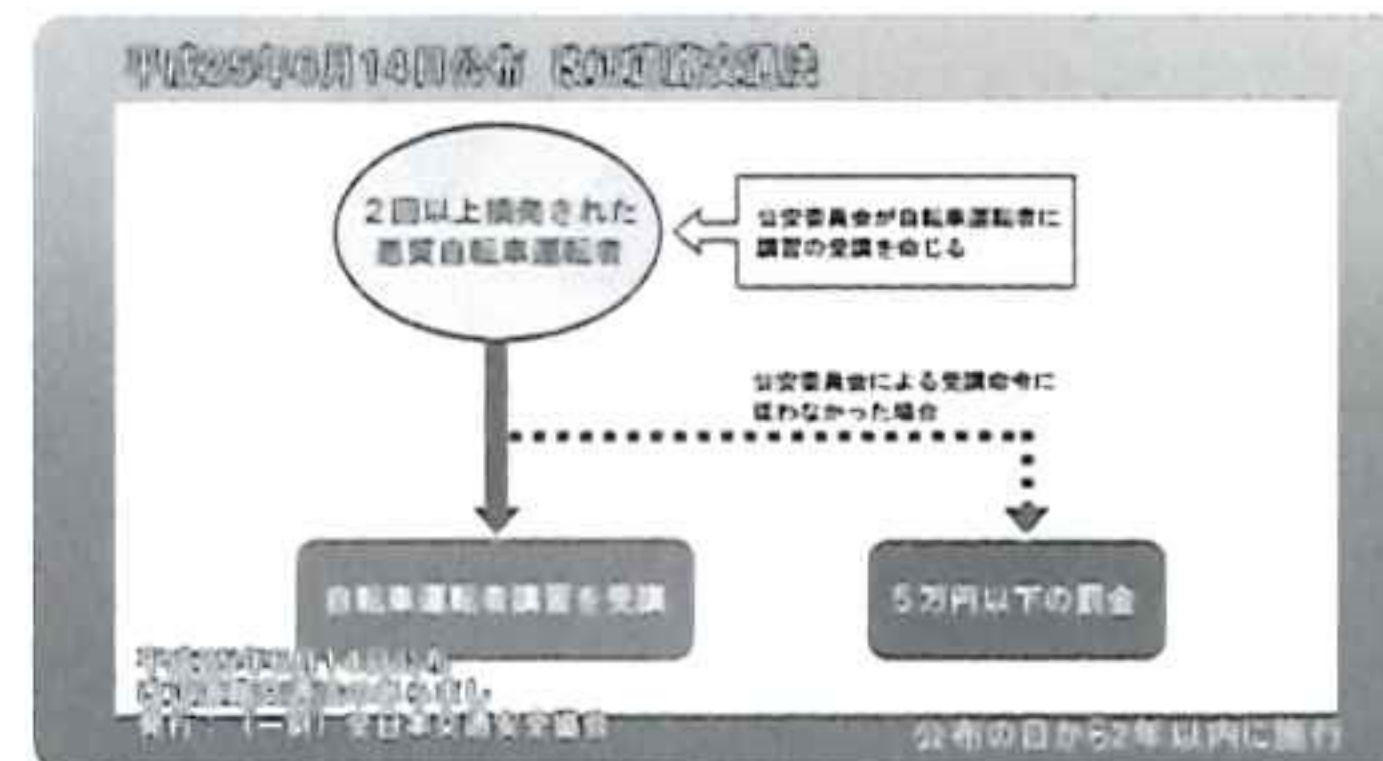


違反すると → 3ヶ月以内の懲役
または5万円以下の罰金

①左側の路側帯を通行



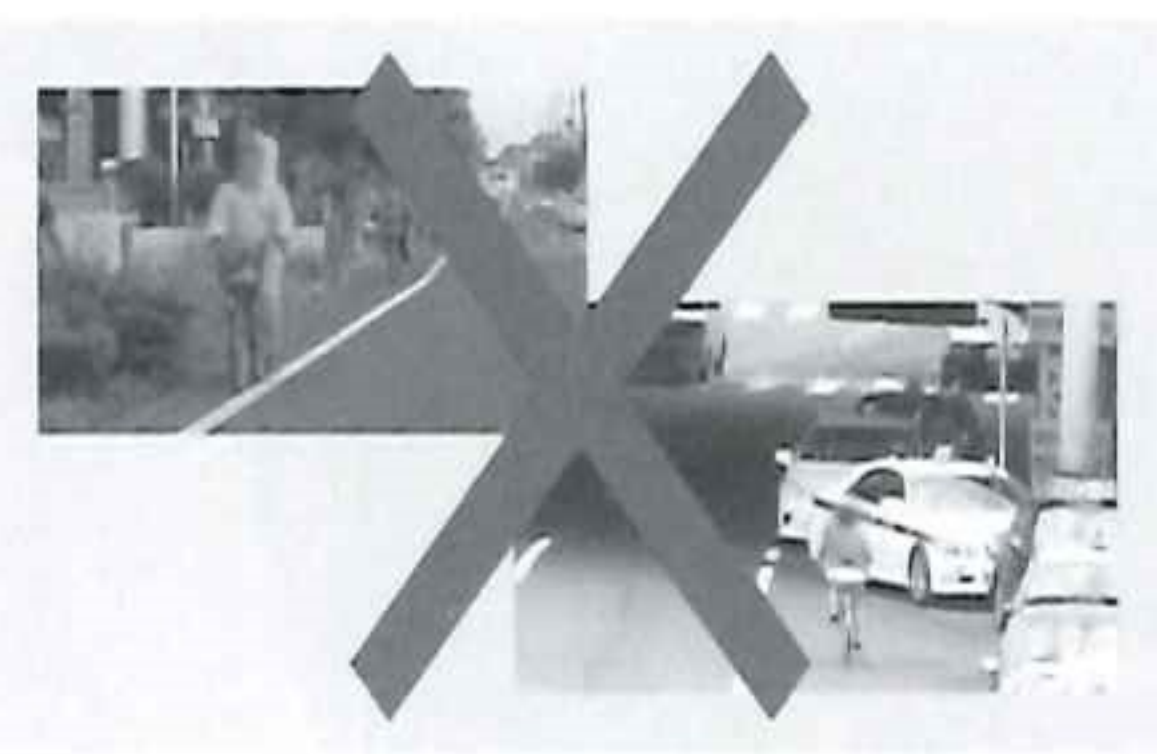
②ブレーキの検査などの規定の整備



③悪質自転車運転者に対する講習

自転車の走るところ

- 車道の左側を走る
- 線の中(路側帯)を走るときも左側通行
- 歩道を走るときは、車道寄りをいつでも止まれる速度で走るなど



横断歩道の渡り方

- 歩行者の邪魔になるときは、自転車を降りて押して渡る
- 自転車横断帯があるときは自転車横断帯を利用する



一時停止

- 一時停止の標識があるところでは、必ず止まって安全確認
- 標識がなくても安全確認



その他の交通ルール



●並走運転の禁止



●携帯電話を使いながらの運転の禁止



●傘差し運転の禁止
など

事故後の対応

事故後の対応について

- 1 直ちに運転を停止する
- 2 負傷者を救護する
- 3 道路における危険を防止する
- 4 事故の発生した日時・場所・負傷者数や程度などを警察官に報告する

●事故が起きたとき、必ず行わなければならない

2014年作品

●お申し込み・お問い合わせ



有限
会社

博映商事

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1丁目3番31-220号

TEL. (092) 741-0306 (代表)

FAX. (092) 741-6628